



2026年1月30日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 A C C E S S
代 表 者 名 代表取締役 社長執行役員 大石 清恭
(コード番号 4813 東証プライム)
問 合 せ 先 取締役副社長執行役員 CFO 吉岡 勉
(TEL. 03-6853-9088)

改善計画・状況報告書の公表に関するお知らせ

当社は、2025年8月27日付「特別注意銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、株式会社東京証券取引所より、当社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められたことから、2025年8月27日付で特別注意銘柄に指定されました。

これを受けた当社は、特別注意銘柄の指定解除に向け、2025年9月26日付「改善計画の策定方針に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、内部管理体制等の抜本的な改善を目的として、改善計画・状況報告書（以下「改善計画書」といいます。）を作成し、本日付で株式会社東京証券取引所へ提出いたしましたのでお知らせいたします。

この改善計画書は、2025年6月30日付で特別調査委員会から受領した「調査報告書」において報告された発生原因についての報告並びに再発防止策の提言を踏まえ、2025年6月30日付で公表した再発防止策を再検討するとともに、当該再発防止策で検討されていなかった項目も新たに含めて現経営陣が再発防止委員会や外部専門家と連携して作成したものであり、内部管理体制の整備及びコーポレート・ガバナンス強化の諸施策を実行し、実行状況のモニタリングを実行してまいります。

この度は、株主の皆様をはじめ投資家、市場関係者の皆様並びにお取引様その他すべてのステークホルダーの皆様に多大なご心配とご迷惑をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。当社の役職員一丸となってこの改善計画を実行してまいりますので、今後ともご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

改善計画・状況報告書

株式会社ACCESS
2026年1月30日

目 次

	頁
I. 過年度決算訂正の概要等.....	1
1. 過年度決算訂正の概要.....	1
(1) 訂正した過年度有価証券報告書等.....	1
(2) 訂正した過年度決算短信等.....	1
(3) 訂正による連結業績へ影響.....	2
II. 過年度決算訂正に至った経緯.....	4
1. 社内調査委員会設置の経緯.....	4
2. 特別調査委員会の設置.....	5
(1) 設置の経緯.....	5
(2) 特別調査委員会の調査の概要.....	5
(3) 本調査の調査結果.....	6
3. 特別注意銘柄の指定.....	6
III. 原因分析	6
1. 当社の事業環境	6
(1) ネットワーク事業・OcNOSへの注力	6
(2) 特殊な株主構成.....	7
2. 本件事案におけるプレッシャー.....	7
(1) 本件事案におけるプレッシャーの有無.....	7
(2) 当社を取り巻く事業環境から生じる動機・プレッシャー.....	7
(3) 当社取締役会との関係でのプレッシャー.....	7
3. IPI社における内部統制の不備	8
(1) 内部統制の無効化.....	8
(2) 得意先への不適切な行為の協力依頼.....	8
(3) IPI社の杜撰な内部統制	9
(4) 当社からのコントロール不足.....	11
4. 当社グループにおける内部統制の脆弱性.....	11
(1) 事業部門と管理部門の全般的なバランス.....	11
(2) 海外展開と管理体制のバランス.....	11
(3) 内部監査及び監査役監査.....	13
(4) 海外子会社における内部通報制度の不備.....	13
5. IPI社における意識・企業風土	14
(1)マネジメントにおける規範意識の欠如.....	14
(2) IPI社全体での企業風土の問題	14
6. 当社における意識の問題.....	14
(1) 経営陣における財務報告に関する意識の低さ.....	14
(2) 上場会社グループのマネジメントとしての知見等の不足.....	15
IV. 改善措置	15
1. 不正関与者の影響力排除 (III. 3. (1)に対応)	16

2 IPI 社に係る内部統制の強化	16
(1) IPI 社におけるマネジメント体制の刷新 (III. 3. (1)、(3) ①に対応)	16
(2) IPI 社における管理体制の再構築 (III. 3. (3) ①及び②に対応)	17
(3) IPI 社における本件事案を踏まえた社内規程等の再整備および業務フローの再構築 (III. 3. (3) ①に対応)	17
(4) 当社からのコントロールの強化 (III. 3. (4) に対応)	20
3. 当社における内部統制の強化.....	21
(1) 全般的な管理体制の強化・リソース拡充 (III. 4. (1) に対応)	21
(2) 当社から IPI 社への管理・コントロールの強化 (III. (2) 及び (4) に対応)	22
(3) 他の子会社に対する管理 (III. 4. (2) に対応)	23
(4) CFO の役割の明確化と権限強化 (III. 4. (1) に対応)	23
(5) 内部通報制度の見直し (III. 4. (4) に対応)	24
4. 監査の強化	24
(1) 内部監査の往査ルールの見直しとフォローアップ (III. 4. (3) に対応)	24
(2) 監査役 (会) 監査の強化 (III. 4. (3) に対応)	25
5. 当社グループにおける意識改革.....	26
(1) 当社における意識改革 (III. 6. (1) ①及び②並びに 6. (2) に対応)	26
(2) 海外拠点における意識改革 (III. 5. (1) 及び (2) に対応)	26
(3) 経営トップのコミットメント (III. 6. (1) 及び (2) に対応)	27
6. ガバナンスの改善 (海外子会社のリスク情報が適切に取締役会に報告される仕組みの構築) (III. 4. (2) に対応)	27
7. 責任の所在の明確化 (III. 2. (3) に対応)	28
V. 改善措置の実施計画と進捗状況.....	28
VI. 不適正な情報開示等が投資家及び証券市場に与えた影響についての認識.....	30

I. 過年度決算訂正の概要等

1. 過年度決算訂正の概要

当社は、2024年11月29日付「特別調査委員会設置及び2025年1月期第3四半期決算発表の延期並びに2025年1月期通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、ネットワーク事業における新興顧客を中心として増加した売掛金の一部の回収期間の長期化の原因等を調査する過程において、当社のネットワーク事業を営む米国子会社であるIP Infusion Inc.（以下「IPI社」といいます。）における一部取引について、不適切な売上計上の疑義（以下、「本件疑義」といいます。）が生じたため、網羅的かつ深度ある調査を実施するために当社と利害関係を有さない外部専門家を中心として構成される特別調査委員会を設置し、当社は事実関係の解明及び決算関連手続きの早期完了のため、特別調査委員会による調査に協力をまいりました。

その後、当該調査の過程で本件疑義に類似する事案やソフトウェア資産に係る会計処理の適否に関する疑義（以下、これらを総称して「追加調査事項」といいます。）が検出されたため、特別調査委員会には追加調査事項を含めた調査の実施を委嘱し特別調査を継続してまいりました。

当社は、2025年6月30日付「特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、特別調査委員会による調査結果を踏まえ、今回の調査の過程で検出された事項について、関連する会計処理を過年度に遡って訂正する必要があると判断し、過去に提出済みの有価証券報告書等に記載されている連結財務諸表等を訂正し、過年度の有価証券報告書及び四半期報告書並びに半期報告書の訂正報告書を関東財務局長へ提出いたしました。本訂正に際しては、過年度において重要性のなかった未修正事項の訂正も併せて行っております。

なお、決算訂正による過年度決算短信及び業績への影響額は以下の通りです。

(1) 訂正した過年度有価証券報告書等

① 有価証券報告書

第37期（自 2020年2月1日 至 2021年1月31日）

第38期（自 2021年2月1日 至 2022年1月31日）

第39期（自 2022年2月1日 至 2023年1月31日）

第40期（自 2023年2月1日 至 2024年1月31日）

② 四半期報告書

第39期第2四半期（自 2022年5月1日 至 2022年7月31日）

第39期第3四半期（自 2022年8月1日 至 2022年10月31日）

第40期第1四半期（自 2023年2月1日 至 2023年4月30日）

第40期第2四半期（自 2023年5月1日 至 2023年7月31日）

第40期第3四半期（自 2023年8月1日 至 2023年10月31日）

第41期第1四半期（自 2024年2月1日 至 2024年4月30日）

③ 半期報告書

第41期中間期（自 2024年2月1日 至 2024年7月31日）

(2) 訂正した過年度決算短信等

① 決算短信

2021年1月期 決算短信 [日本基準] (連結)

2022年1月期 決算短信 [日本基準] (連結)
 2023年1月期 決算短信 [日本基準] (連結)
 2024年1月期 決算短信 [日本基準] (連結)

② 四半期決算短信

2023年1月期 第2四半期決算短信 [日本基準] (連結)
 2023年1月期 第3四半期決算短信 [日本基準] (連結)
 2024年1月期 第1四半期決算短信 [日本基準] (連結)
 2024年1月期 第2四半期決算短信 [日本基準] (連結)
 2024年1月期 第3四半期決算短信 [日本基準] (連結)
 2025年1月期 第1四半期決算短信 [日本基準] (連結)
 2025年1月期 第2四半期決算短信 [日本基準] (連結)

なお、上記記載の決算短信及び四半期決算短信については、有価証券報告書、四半期報告書、半期報告書と同様に訂正が生じておりますが、個別に訂正開示を行つておりません。訂正内容は以下に記載の表中にて開示しておりますのでご参照ください。

(3) 訂正による連結業績へ影響

今回の訂正に伴う過年度の連結業績への影響額は、以下に記載のとおりです。

(単位：百万円)

期間	項目	訂正前 (A)	訂正後 (B)	影響額 (B-A)	増減率 (%)
第37期 (2021年1月期) 通期	売上高	7,516	7,818	301	4.0%
	営業利益	△2,641	△2,120	521	—
	経常利益	△2,337	△2,123	214	—
	親会社株主に帰属する当期純利益	△2,537	△2,294	242	—
	総資産	29,262	26,116	△3,145	△10.7%
	純資産	27,321	23,231	△4,090	△15.0%
第38期 (2022年1月期) 通期	売上高	9,853	9,766	△87	△0.9%
	営業利益	△3,219	△3,207	12	—
	経常利益	△2,646	△2,919	△273	—
	親会社株主に帰属する当期純利益	△3,049	△3,243	△194	—
	総資産	27,962	24,268	△3,693	△13.2%
	純資産	25,393	20,662	△4,731	△18.6%
第39期 (2023年1月期) 第2四半期	売上高	5,139	5,137	△1	△0.0%
	営業利益	△2,016	△2,012	3	—
	経常利益	△1,692	△1,439	252	—
	親会社株主に帰属する当期純利益	△1,743	△1,532	211	—
	総資産	26,753	22,679	△4,074	△15.2%
	純資産	24,368	18,969	△5,399	△22.2%

期間	項目	訂正前 (A)	訂正後 (B)	影響額 (B-A)	増減率 (%)
第39期 (2023年1月期) 第3四半期	売上高	9,545	8,534	△1,010	△10.6%
	営業利益	△1,690	△2,581	△891	—
	経常利益	△1,271	△1,908	△636	—
	親会社株主に帰属する当期純利益	△1,346	△2,028	△682	—
	総資産	27,476	22,248	△5,227	△19.0%
	純資産	24,685	18,111	△6,573	△26.6%
第39期 (2023年1月期) 通期	売上高	13,060	13,006	△53	△0.4%
	営業利益	△1,707	△1,509	197	—
	経常利益	△1,337	△904	432	—
	親会社株主に帰属する当期純利益	△2,684	△2,463	220	—
	総資産	25,240	21,306	△3,934	△15.6%
	純資産	22,062	16,898	△5,163	△23.4%
第40期 (2024年1月期) 第1四半期	売上高	3,916	3,562	△354	△9.1%
	営業利益	356	△189	△545	—
	経常利益	376	△180	△556	—
	親会社株主に帰属する当期純利益	360	△197	△558	—
	総資産	25,868	21,159	△4,708	△18.2%
	純資産	22,483	16,723	△5,760	△25.6%
第40期 (2024年1月期) 第2四半期	売上高	6,738	6,926	187	2.8%
	営業利益	△1,125	△1,243	△117	—
	経常利益	△1,033	△1,191	△158	—
	親会社株主に帰属する当期純利益	△1,087	△1,250	△162	—
	総資産	25,504	20,890	△4,614	△18.1%
	純資産	22,001	16,164	△5,836	△26.5%
第40期 (2024年1月期) 第3四半期	売上高	10,771	10,725	△46	△0.4%
	営業利益	△1,568	△2,186	△617	—
	経常利益	△1,407	△2,079	△671	—
	親会社株主に帰属する当期純利益	△1,493	△2,172	△678	—
	総資産	25,826	20,343	△5,482	△21.2%
	純資産	21,887	15,363	△6,523	△29.8%
第40期 (2024年1月期) 通期	売上高	16,573	15,117	△1,455	△8.8%
	営業利益	△105	△1,977	△1,872	—
	経常利益	△12	△1,924	△1,912	—
	親会社株主に帰属する当期純利益	△280	△2,231	△1,951	—
	総資産	27,281	20,319	△6,961	△25.5%
	純資産	22,615	15,121	△7,493	△33.1%

期間	項目	訂正前 (A)	訂正後 (B)	影響額 (B-A)	増減率 (%)
第41期 (2025年1月期) 第1四半期	売上高	3,458	3,872	414	12.0%
	営業利益	△888	△405	483	—
	経常利益	△746	△276	469	—
	親会社株主に帰属する当期純利益	△787	△320	466	—
	総資産	27,247	20,706	△6,540	△24.0%
	純資産	22,441	14,903	△7,537	△33.6%
第41期 (2025年1月期) 中間期	売上高	8,059	8,366	307	3.8%
	営業利益	△982	△653	328	—
	経常利益	△652	△352	300	—
	親会社株主に帰属する当期純利益	△789	△495	294	—
	総資産	29,906	22,619	△7,286	△24.4%
	純資産	8,059	8,366	307	3.8%

II. 過年度決算訂正に至った経緯

1. 社内調査委員会設置の経緯

IPI社は、2022年3月から、ドイツに登記上の本社が所在するAa社との間で、ネットワーク機器向けソフトウェア・プラットフォームであるOcNOS（以下「OcNOS」といいます。）の使用許諾ライセンスを提供し、また、それに付随するメンテナンスサポートサービス（以下「M&S」といいます。）を提供しています（以下「本件ライセンス取引」と総称します。）。2024年1月期に本件ライセンス取引による売上高は大きく増加しましたが、売掛金の一部の回収期間の長期化が見られるようになりました。2024年8月30日に公表された2025年1月期第2四半期の決算短信においては、同四半期末（同年7月31日）時点のIPI社のAa社に対する売掛金として約35百万ドルが計上されていました。

当社は、同年9月上旬に、会計監査人である有限責任あづさ監査法人（以下「あづさ監査法人」といいます。）からAa社向け売掛金のうち約15百万ドルが120日超滞留しているなどの事情に鑑みれば回収可能性に懸念がある旨の指摘を受け、Aa社向け売掛金に関して2025年1月期第2四半期末時点において約2百万ドル（331百万円）の貸倒引当金を計上する必要があると判断し、同年9月13日、2025年1月期第2四半期決算短信を訂正し、また、2025年1月期半期報告書はかかる貸倒引当金を反映した内容で提出しました。

その後、当社では、Aa社向け売掛金の一部の回収期間の長期化の原因等を調査するため、2024年10月15日に、社外取締役及び社外監査役により構成される社内調査委員会（以下「社内調査委員会」といいます。）を設置いたしました。社内調査委員会の構成は以下のとおりです。

委 員 長	水盛五実	社外取締役
副委員長	加藤康雄	常勤監査役（社外監査役）
副委員長	井本隆幸	常勤監査役（社外監査役）
委 員	細川 恒	社外取締役（取締役会長）
委 員	古川雅一	非常勤監査役（社外監査役）
委 員	富田亜紀	社外取締役

2. 特別調査委員会の設置

(1) 設置の経緯

社内調査委員会による調査の過程において、本件ライセンス取引について不適切な売上計上の疑義が生じるとともに、台湾に登記上の本社が所在するAb社との間で、2020年1月期に行われたOcNOSを含むソフトウェアの10百万ドルのpre-buy取引（以下「本件pre-buy取引」という。）についても、不適切な売上計上の疑義が生じました（以下、これらの取引を「本件事案」と総称します。）。

これらの疑義が生じたことを受け、当社は、調査の専門性及び客観性をより高めるため、2024年11月29日、当社と利害関係を有さない外部専門家を中心とした特別調査委員会（以下「特別調査委員会」という。）を設置して調査を行うことを決定いたしました（以下、社内調査委員会の下での調査と併せて、「本調査」といいます。）。また、同日、当社のガバナンスの確立と健全な事業継続に資すること、具体的には① 経営活動において、通常の業務運営を正常に機能させていくこと、② 事業資産の毀損を避けるため、債権の回収に努めること、③ 特別調査委員会の事実関係の究明に協力するとともに、経営上のリスク要因を少なくするため、現状で考えうるガバナンスの強化を緊急性度の高いものから行うことを目的として、社内調査委員会をガバナンス委員会に改組いたしました。なお、ガバナンス委員会は本件特別調査の終了後もガバナンス委員会の活動を継続することとし、経営執行のトップである代表取締役社長執行役員の監視・監督を通じガバナンス体制の強化に取り組んでまいる予定です。

(2) 特別調査委員会の調査の概要

① 特別調査委員会の構成

委員長 藤津 康彦 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業 弁護士
委 員 金子 昌嗣 E Y フォレンジック・アンド・インテグリティ合同会社
公認会計士
委 員 水盛 五実 当社社外取締役

なお、特別調査委員会は、その調査を補助させるため、森・濱田松本法律事務所外国法共同事業（弁護士法人森・濱田松本法律事務所を含む。）所属の弁護士、E Y新日本有限責任監査法人 Forensics事業部所属の公認会計士を補助者として選任するとともに、特別調査委員会の指揮の下で、米国の法律事務所であるCrowell & Moringの弁護士も米国における補助者として起用しています。

② 調査の目的

本調査の目的は、以下のとおりである。

- ① 本件事案の事実関係の解明（類似する問題の有無の確認を含む。）
- ② 本件事案による当社連結財務諸表等への影響の検討
- ③ 発生原因の分析
- ④ 再発防止策の提言

③ 調査期間

2024年11月29日から2025年6月30日（社内調査委員会の調査が2024年10月15日から同年11月28日であり、その調査を引き継いで実施）

④ 調査対象期間

2018年1月期から2025年1月期

⑤ 調査方法

- ア 関連資料等の閲覧及び検討
- イ インタビュー
- ウ デジタル・フォレンジック

(3) 本調査の調査結果

本調査の結果、当社グループのネットワーク事業を主に担う連結子会社であるIPI社において、以下の事実が判明しました。

- ソフトウェアのライセンスの販売取引に関し、本体契約と同時期に顧客をリスクフリーにするサイドレターを別途締結し、IPI社が実質的にリスクを継続的に保持する条件となっていたにもかかわらず、本体契約のみに基づき売上を計上していたこと（売上高の過大計上）。
- ソフトウェアのライセンスの販売取引に関し、収益認識の条件が充足されていない状況であるにもかかわらず、虚偽の取引証憑や資料を作成して売上を計上していたこと（売上高の早期計上）。
- ソフトウェアの資産計上額の算定根拠となる集計データの内容区分に関する不適切な操作や、ソフトウェアの計上タイミングの根拠となる取引証憑の不適切な改変が行われており、その結果、過去に遡ってIPI社におけるソフトウェア資産計上額が過大計上であったこと（ソフトウェアの過大計上＝研究開発費等の過少計上）。

これらはIPI社の元Chairman・Directorであり当社元取締役であるXd氏、IPI社の元CEO・DirectorのXc氏及び元CFOのXe氏ら一部のマネジメントが関与する形で進められていました。

調査結果の詳細につきましては、2025年6月30日付「特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」をご覧ください。

3. 特別注意銘柄の指定

2025年8月27日付「特別注意銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、当社は株式会社東京証券取引所から、当社が投資者の投資判断に深刻な影響を与える虚偽と認められる開示が行われたものであり、当社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められることから、2025年8月27日付で当社株式は特別注意銘柄に指定されました。

III. 原因分析

1. 当社の事業環境

2. に記載のとおり、本件事案では、IPI社経営陣にプレッシャーがかかっていたと推察しておりますが、当社及びIPI社を取り巻く以下のような事業環境が、2. 本件事案におけるプレッシャーの背景にあったと考えております。

(1) ネットワーク事業・OcNOSへの注力

当社は、2001年2月に東京証券取引所マザーズへ上場後、2010年1月期には連結ベースで売上高約320億円、従業員数約1,500名に成長した後、2011年1月期以降、スマートフォンの市場浸透に伴って当時の当社の主力事業であったフィーチャーフ

オン向けソフトウェア市場が縮減したことにより、事業は縮小傾向となっていました。

このような状況下、当社では、2015年4月にIPI社がOcNOSを発表し、2016年9月にAh社でOcNOSが採用されたことを契機として、ネットワーク事業を次の成長ドライバーとして位置付け、注力するようになりました。

ネットワーク事業を担うIPI社は、2006年に当社が買収し子会社化しましたが、その後、2011年にIPIインド社を設立し、2018年にはNorthforge社（2023年にはIPIカナダ社に商号変更）を買収するなどして、事業規模を拡大し、IPI社連結での従業員数は、2006年から2024年の間に、約40名から約400名へ増加し、全体として拡大していました。

（2）特殊な株主構成

2012年ころからA1社により当社株式の取得が進められ、2019年6月には44.13%、2021年4月には45.04%を保有しておりました。このような状況下で当社は特に2023年頃まで、同社とのエンゲージメントを通じて、継続的に株価向上と次の成長戦略の策定と実現の要請を受けておりました。

2. 本件事案におけるプレッシャー

（1）本件事案におけるプレッシャーの有無

本件事案に深く関与した当社元取締役でIPI社元Chairman・DirectorのXd氏、IPI社元CEOのXc氏及び同CFOのXe氏ら（同氏らの役職名は本件事案が行われた期間中における主な役職を記載しております。）は、特別調査委員会の調査において、それぞれが関与した調査対象事案のいずれにおいても、不正であるとの認識は否定しておりますが、同氏らの調査対象事案に関する言い分は、客観的な事実関係と整合しないものが多く、また、数々の隠ぺい工作を行っていたことからすれば、許容されない会計処理となる可能性があることは認識していたはずであり、特別調査委員会の調査の結果明らかになった事実関係から、以下の（2）から（3）にあるような動機・プレッシャーがあり、それが会計不正につながったものと認識しております。

（2）当社を取り巻く事業環境から生じる動機・プレッシャー

上記1. の事業環境の下、2017年1月期以降、当社内外からネットワーク事業、IPI社及びその主要ソフトウェアプロダクトであるOcNOSへの期待が高くなり、当社代表取締役でIPI社元Chairman・Directorの大石氏（同氏のIPI社での役職名は本件事案が行われた期間中における主な役職を記載しております。）、Xd氏及びXc氏においては、かかる期待に応えなければいけないという意識を強く持っていたと認識しております。また、その中で、大石氏を中心とする当社経営陣は、自ら高い予算目標を掲げ、2020年2月に行われた東京証券取引所市場第一部への市場変更に向けて当社グループの中でIPI社の予算を着実に達成することが重要な課題として認識されていたことから、Xd氏及びXc氏は、少なからず予算達成について恒常にプレッシャーを感じていたと考えられ、5.（1）にて後述するXd氏、Xc氏及びXe氏の財務報告に関する規範意識の欠如も加わり、本件事案が引き起こされていたと認識しております。

（3）当社取締役会との関係でのプレッシャー

当社取締役会は、2018年4月以降、社外取締役が業務執行取締役の数と同数かそれ以上という構成であり、かつ、経験豊富な社外取締役や監査役から厳しい意見や

質問が出るなど活発な議論がなされており、コーポレートガバナンスという観点からは望ましい面もありました。

(2)に記載のとおり、2017年1月期以降、OcNOS及びネットワーク事業への期待が高まっていましたが、OcNOSの実情としては、2022年頃までは先行投資時期でありマネタイズにはまだ時間を要し、コロナ禍の影響もあり通信キャリアによる技術検証が想定よりも時間を要して本格採用までさらに時間を要するという状況にあつたと考えられます。

しかし、大石氏やXd氏は、ネガティブな情報を取締役会に上程することに消極的で、かかる実態を取締役会で率直に説明と議論ができず、自らチャレンジングな予算を設定して無理をするという状況が見られました。

この背景として、当社の社外取締役の経歴、年齢、在任期間といった要素に加え、取締役会において業務執行取締役が資料や説明の内容や水準等について叱責されることもあり、全員でないにせよ社外取締役に対してある種の萎縮が窺われたことが特別調査委員会の調査で指摘されていましたが、それでも業務執行側としては厳しい意見や叱責も受け止め、希望的観測ではない実情を正確に説明し率直な議論を行う覚悟が必要であったと考えております。

3. IPI社における内部統制の不備

(1) 内部統制の無効化

本事案のうち、後述する本件buy-out取引以外の事案は、Xd氏、Xc氏及びXe氏らIPI社マネジメントにより主導されたものであり、売上取引において収益認識に影響を与える実質的な返金条件の付与や取引相手への補償などを含む取引条件の交渉や売上計上の根拠証憑や資料の不適切な改変、サイドレターの存在の隠蔽並びにソフトウェア資産計上のための根拠データの操作や取引証憑の不適切な改変に関する形で進めており、不適切な売上計上やソフトウェア資産計上を行っていたもので、上記IPI社マネジメントがその立場を利用し、同社の内部統制を無効化していました。

また、当社の欧州子会社の子会社（当社孫会社）であったNetRange社が同社のポータルサイトをAG社に対して2百万ドルで台数・期限の制限なくライセンスする本件buy-out取引については、当時欧州事業の担当取締役であったXd氏が自らAG社との交渉を行い、かつ交渉状況及びサイドレターの存在を隠蔽することで売上の前倒し計上が行われていました。なお、NetRange社については2024年7月に親会社であるACCESS Europe社（当社欧州子会社）に吸収合併されています。

(2) 得意先への不適切な行為の協力依頼

Ac社との間で、OcNOSのバイナリー（テキストファイルではないコンピュータファイル）である「OcNOS-DC-MPLS」を1百万ドルで販売する契約を締結する一方で上記1百万ドルを返金する契約を別途締結した本件返金条件付取引、IPI社がOcNOSのソースコードに係るライセンスを6百万ドルでAd社に付与するライセンス契約と同日付けで、IPI社がAd社に合計8.7百万ドルで主にOcNOSの開発業務等を委託する契約を締結した本件バーター取引、登記上ドイツに所在するAa社に対して2023年1月期以降OcNOSの使用許諾ライセンスを提供した本件ライセンス取引では、IPI社に係る構成単位の監査人であるKPMG LLP（以下「KPMG US」といいます。）からの得意先へOcNOSライセンス契約や買掛金残高に関する確認状を発送した際、Xc氏及びXe氏は、返金する契約の存在、開発委託業務の内容などについて、実態と異なる内容となる同氏らの回答案どおりに回答するように依頼しており、取引先は依頼どおり

に回答していた。このほか、本件事案以外に当社が過年度の会計処理を再検討した案件の調査においても、KPMG USが送付した残高確認状に関する顧客への虚偽回答依頼の可能性が判明していました。

このような得意先への不適切な行為の協力依頼が本件事案の発覚を阻止した一つの原因になっていました。

(3) IPI社の杜撰な内部統制

(1) に記載のとおり、本件事案はIPI社経営陣による内部統制の無効化がなされて実施されていましたが、一方で以下のような内部統制の不備が存在することが判明しました。

① 管理機能のCFOへの集中

IPI社が事業拡大する中においても安定的な利益創出には至っておらず、後述②に記載のとおり、管理部門に人員を配置する財政面での体力がなく、同社の管理部門の機能強化が遅れていたこともあり、同社の管理機能は、財務・経理、法務・コンプライアンスを含めた管理部門の機能分化が進まなかった結果、CFOであるXe氏に集中し続けていました。また、Xe氏が本件事案における各種不適切な会計処理を承認しており、前述のとおりIPI社の管理部門の機能強化の遅れやXe氏への権限集中も相俟ってFinance部門の部員は会計基準や当社の会計処理の全体について理解しておらずXe氏に従属的であり、今回の一連の不適切な会計処理に関する会計仕訳入力時のレビュー・承認プロセスが実質的に機能していないなど、部門内での相互牽制は機能していませんでした。

このような状況のもと、財務報告に関する内部統制の仕組みを十分に構築できず以下のようないくつかの不適切な状況が継続していました。

ア 契約管理

契約書の承認などの権限が全てXe氏一人に集中する体制となっており、収益認識に関する一連の社内ルールが詳細に制定されておらず、今回の一連の会計不正では、売上計上の根拠となるライセンス契約と別に相手方へ補償を行う契約等を締結あるいは合意し、それを当社や監査人に共有しないように一部の契約や合意を隠蔽することで、本来認められない売上高の過大計上あるいは前倒しを行っていました。本件の各事案において検出された事象は以下のとおりです。

- 本件返金条件付取引においてライセンス契約とは別個にライセンス契約と同額の1百万ドルを支払うことを保証する契約の締結
- 本件バーター取引において、ライセンス契約と別個にIPI社がライセンス売上と同額の水増し相当額を含むソフトウェア開発業務の委託契約の締結
- 本件pre-buy契約において、0cNOS等のライセンス契約と別に、Ab社の上記ライセンスを前提とした売上が目標に満たない場合に未達分の半額の支払いや未使用ライセンスの返金義務などを含んだ契約の締結

このほか、本来契約内容をチェックすべき立場のCFO自らが弁護士との協議を行うとともに署名者にもなっている、契約書等の系統だった網羅的な保管が十分になされておらず、契約書と異なる支払条件を別途メール等で合意することが横行するといった杜撰な管理体制・運用状況が見受けられました。

イ 取引先管理及び与信・債権管理

本件ライセンス取引では、当社及びIPI社として、Aa社とロシア企業との関係

や販売先・エンドユーザーの実態及び同社側の交渉相手のXa氏と同社代表のY1氏の関係性などが不明確で、当社グループとして取引して良いかの判断が行わぬ状態のまま取引を開始するなど、取引開始にあたっての登記情報や財務情報といった情報の取得の徹底や取引先の代表者や会社実態の把握を含むバックグラウンド・チェックや与信管理が十分に行われていませんでした。

また、取引先の取引拡大時であっても財務情報を未入手のまま進めることができあり、また、売掛金の回収が遅延する中でも新規取引を行うことが可能であることなど、取引開始後の管理も不十分でした。

さらに、貸倒引当金規程も2024年10月頃に本件ライセンス取引への対応として作成されるまで整備されていませんでした。

ウ 出荷管理

IPI社が顧客に対しソフトウェアのライセンス取引を行うにあたり、ソフトウェアがIPI社から出荷されたことの証憑となる顧客への出荷のメールが、0cNOSのライセンスの出荷システムであるFNO (Flex Net Operations) システム以外からも可能である点について、上記FNOシステム上の各種情報（顧客側におけるダウンロードの実績や、バージョン情報、ダウンロード日付、ダウンロードが顧客又は顧客の指定業者により行われているか）との整合性を別途確認するといった追加的な統制はなく、また、ハードウェア上で0cNOSを動作させるために必要とされるActivation codeが実際に送付されているかという点についての確認プロセスはありませんでした。会計処理のための帳簿に綴られる出荷メールも容易に偽造が可能なものとなっていました。

その結果、本件ライセンス取引で、売上計上できないことを認識しつつ売上計上を行う目的で、形式的に出荷又は偽の出荷メールを使用するなど形式的に証憑を整えることで売上計上を行われるなどの不適切な売上計上が行われていました。

エ ソフトウェア資産計上プロセス

開発費のソフトウェア計上（資産計上）の要件やその集計プロセスに関する社内ルールが、ソフトウェアの開発開始から販売までをマイルストーン毎（企画（仕様の検討）、エンジニアによる開発計画・承認、開発、品質確認・デモ版の顧客への送付、正式リリース）に区分してスケジュール管理するIPI社におけるソフトウェアの開発実態を十分反映した形で設定されておらず、既存の社内ルールの周知も不十分でした。このような状況下で、会計処理の承認も含め当該CFOが広く権限を有しており、エンジニアの工数のアサインやソフトウェアのバージョン管理に関する資料も作成されず、開発エンジニアの工数管理システムであるWeb Time Tracker（以下「Time Tracker」といいます。）についても、各エンジニアが対象プロジェクトや作業内容を示すコードを選択して作業工数を入力する仕様となっており、これらのコードにはさらに資産計上又は費用計上の会計処理上の区分として「Budget Code」が設定されますが、IPI社のFinance部門がそれを直接的に修正できる権限設定となっていました。さらに、Time Trackerからダウンロードした作業工数データを会計処理を行うために集計・管理するCOGS JE WORKシートについても、マニュアルでの操作が可能であるにもかかわらず追加的な統制が整備されていないなど、IPI社内での自立的な内部統制が実質的に機能していませんでした。

② IPI社の規模に見合わない内部統制の整備状況

IPI社の内部統制の整備状況について、当社経理部門から2019年頃から継続的に懸念が示されており、2019年12月期（当社2020年1月期）からはあざさ監査法人からも継続的に内部統制上の問題が指摘されていました。IPI社では、事業規模の拡大に伴い、人員及び取引規模も拡大していったため、それに対応するための内部統制の整備が必要でしたが、追い付いていない状況でした。

IPI社においては、売上は増加しているものの、利益は上がっておらず、資金が不足する状況が継続していたこともあり、管理部門に人員を配置する財政面での体力がないといった理由付けて管理部門の十分な強化が見送られていました。

（4）当社からのコントロール不足

IPI社は、当社グループの中でも特に独立性が高く、IPI社及びその連結子会社により一つの事業部門を形成する一方で、当社においてはネットワーク事業を実質的に所管する部署はなく、過去から大石氏やXd氏がIPI社の取締役や会長を務めていたにとどまっていました。

また、IPI社のCFOのメインのレポーティングラインはIPI社のCEOであり、当社に対しては、月次決算情報を提供する際に当社のCFOに相当する役割を担う者（以下、便宜上「当社CFO」といいます。）や経理部門・経営企画部門とのコミュニケーションはあるものの、当社CFOからの指揮命令系統や人事権は及んでおらず、IPI社CFOとしては、実質的にはIPI社CEOのみを向いていればよいという構造になりました。

かかる構造により、IPI社CFOであるXe氏が財務報告に関してXc氏を牽制するという本来期待される機能を発揮することなく、むしろXc氏の目的が達成できるように積極的に監査人対応の観点から助言するなどの行動をとっていたと考えられます。

4. 当社グループにおける内部統制の脆弱性

（1）事業部門と管理部門の全般的なバランス

当社の管理部門を統括するCFOの地位は、2016年4月以降、取締役でなく執行役員の地位にとどまる状況が継続していました。取締役の管掌としては大石氏が管理部門も管掌することになり、ネットワーク事業への注力を推進するポジションにある同氏が、場合によってはブレーキの役目を果たすべき役割の管理部門も管掌することになることから、管理部門による牽制が効きにくい状況でした。以上から、管理部門の統括者であるCFOが執行役員にとどまるという地位も一因となり、当社において管理部門からの牽制の実効性が弱くなっています。

また、2011年1月期からの規模縮小の中、直接に収益を生むわけではない管理部門へのリソース投入について慎重にならざるを得なかった時期が続いたため、当社の管理部門のリソースは必ずしも充実したものとは言えませんでした。

（2）海外展開と管理体制のバランス

当社は、かつて積極的な海外展開を行っており、IPI社も含めて買収による成長も積極的に果たしてきましたが、その後の事業規模縮小を経て、前記（1）のとおり現在の当社の管理部門のリソースが十分とは言えない状況にありますが、かかる管理部門のリソースに比して、当社グループの子会社・関係会社は合計13社、うち海外拠点数は10社と多く、海外拠点、とりわけ事業が急拡大するIPI社に対する管理が追い付いていない状況でした。

当社内には、重要性を増したネットワーク事業の所管部門や海外拠点を統括する

部署を設置はしておりませんが、当社の経営企画部を主管として実施するグループ会社の全般的な管理と、各管理部門（経理、法務、情報システム、人事、総務）が各グループ会社の管理部門担当者と連携しているものがあり、例えばIPI社を含むグループ会社の業績のモニタリングでは経営企画部と経理部の協力の下、各子会社からの報告パッケージを月次で当社に報告する体制を整え、経営企画部と経理部にて集計の上、月次で開催されている欧州子会社・韓国子会社・中国子会社の合同で開催する経営会議であるOverseas Board MeetingやIPI社経営会議、当社の取締役会や経営会議での報告に利用しておりました。

IPI社以外の海外拠点については、売上高が1億円から10億円以下程度の小規模な拠点ということもあり、上記の管理体制は規模相応のものであり、当社管理部との連携が行われているものと認識しておりますが、潜在的なリスクが残存しているとの判断に基づき、後述のとおり追加的な施策を講じることを予定しております。なお、本件不適切会計は、規程上の契約承認プロセスが形骸化し、本来の承認権限者ではない者による契約承認が行われていたことが原因であったことから、本件事案の発覚以降に当社内部監査室により、財務報告に係る内部統制の評価範囲として選定した重要な事業拠点に該当する海外拠点（前連結会計年度において連結会社間取引消去後の連結売上高が概ね5%程度に達する海外拠点4社）に対して、まずは売上に係る契約承認権限に関する規程の整備状況のチェックがなされ、いずれも規程上の不備は発見されなかった旨の確認がなされております。また、実際の運用状況については、2026年1月期のJ-SOX評価（2026年1月下旬から2月末目途）において確認を行う計画です。

他方で、上記管理の下においても企業規模が急拡大したIPI社に関しては、当社の管理部門やKPMG USからは、IPI社CFOのXe氏について、恒常的な対応遅延、低品質の提出物等の機能不全、対応としての外部リソースの活用等について指摘されました。大石氏、Xc氏、Xe氏は費用面や社内人材活用等の理由から対応が行われなかつたように、子会社のマネジメントが関与した不適切な会計処理に関するリスク認識が必ずしも十分にできておらず、それに先立つ統制活動やモニタリング体制の強化、IPI社における取引実態についての情報収集やIPI社からの報告が十分になされておりませんでした。また、当社の経営会議においては滞留債権額の一覧がAppendixとして毎月報告されており、2023年7月頃からは、当社経理部門内では、当社CFOに対して、回収遅延の状況や未回収債権残高の膨張について深刻な懸念を呈するなどされていました。しかしながら、Aa社向け売掛金については、過年度においてIPI社の監査手続の一環として、Aa社に対してはIPI社の監査人であるKPMG USより残高確認が実施されたとIPI社から報告を受けていたことを踏まえ、当初は売掛金の回収可能性に関する問題であると整理しており、Aa社からは本来の支払い期日からは遅れつつも継続的に支払いがなされていたことから回収可能性は高いものと認識していました。このため、こうした懸念や状況が当社取締役会において詳細に報告されたのは、2024年9月になってからであり、適切なリスク対応ができておりませんでした。

また、当社の2線、3線は言語面でのハードルや各海外拠点の実情に精通している者が多くない中で、海外拠点の銀行預金データ、売上・ソフトウェアライセンスの出荷データ（前出のFN0システム）など現地のデータに当社から直接アクセスできず、データの提供自体を海外拠点に依頼しなければならないので、正しい情報を適時に把握する手段が確保されておらず、IPI社やXc氏、Xe氏の説明に疑問を抱いて質問しても、最終的には両氏の説明を信じるしかなく、批判的な検討が困難な状況にありました。

(3) 内部監査及び監査役監査

内部監査については、海外拠点について原則として3年に1回、内部監査の対象とされているところ、IPI社及びその子会社に対する内部監査については、実施回数自体において他の海外拠点と大幅な相違は見られず、また、監査対象としてもリスクの高いと思われる事項を抽出して行われており、Xe氏の業務範囲の広範さや繁忙状況、エンジニアの工数チャージに対するコントロールの適切性に係る具体的なルール及びプロセスが明文化されていないことなどを指摘していました。しかしながら、2021年6月から7月にかけて実施したIPIへの監査（リモート）において指摘していたXe氏の業務範囲については、当時は不正に繋がる重大リスクとの認識が甘く、フォローアップ対象としませんでした。また、2023年6月に実施したIPIインドの監査において、工数チャージは重要リスクと認識しつつも、その根本原因であるルールの未整備が監査対象（IPIインド）の範囲を超える親会社（IPI）の管轄事項にあることから「孫会社の監査報告書で親会社の問題を指摘することは適切ではない（親会社の監査時に指摘すべき）」という当時の内部監査責任者の判断により同年8月の監査報告においてフォローアップを要しない「報告」区分と決定されました。なお、工数チャージは2024年1月期のJ-SOX評価でも追加検証しました。サンプリング10件の結果、軽微なエラーを2件検出し、ガイドライン整備等の改善を推奨しましたが、翌年度になっても改善は実施されませんでした。また、IPI社への監査役監査については、IPIマネジメント、海外担当役職員及びコーポレート本部役職員等への事情聴取や重要会議への出席を行い、監査役監査のみで賄えない点は内部監査との連携で補完しており、Aa社に対する滞留債権についてモニタリング体制がより重要になっていくことや、金額規模から当社経理部門に対して当社取締役会に報告しておくべきことなどの指摘を行っていました。

以上より、特別調査委員会の調査報告書においては一定水準以上の監査は行われた旨の評価を受けています。しかしながら、IPI社の企業規模が拡大していく中で、内部監査や監査役監査の指摘事項によりいくつかの事案について端緒に近づいていた場面はありながらもその後のフォローアップが十分でなく、より深い調査、改善指摘、改善の進捗管理と完了の確認が出来ていませんでした。これらを踏まえ、内部監査及び監査役監査の強化と監査精度の深耕が必要と判断しております。

(4) 海外子会社における内部通報制度の不備

当社では、当社グループの役職員を対象とした内部通報制度に関する規程（以下「内部通報規程」という。）に基づき内部通報制度により社内ルートと外部窓口ルートを整備している一方で、海外子会社の内部通報窓口、対応部署、通報手段については、内部通報規程と別途に定める「ACCESS WHISTLEBLOWER POLICY」に示されており、当社にもe-mailやレターで通報できる（窓口は当社法務知財部 部長宛て）ことも定めていますが、対応リソースと解決の実効性を勘案して、原則的には子会社のCEOによって現地にて解決を図ることとしております。

2025年10月31日にIPI社の現地にて行ったヒアリングから、IPI社の社員は通報窓口の存在は周知されておりましたが、これはIPI社が指定した州政府への通報窓口を指しており、当社の「ACCESS WHISTLEBLOWER POLICY」に定められた内部通報窓口ではないことが確認されました。

当社の「ACCESS WHISTLEBLOWER POLICY」は日本語と海外子会社用の英語版が存在しますが、その存在自体の認知がなされておらず、周知が不足しておりました。

そのため社員が不正に気づいても自浄作用として機能すべき内部通報を利用でき

ない状態にありました。

またそこには海外子会社においては当社と同様に当社グループから独立した外部窓口ルートを設けられておりませんでした。

5. IPI社における意識・企業風土

(1) マネジメントにおける規範意識の欠如

Xc氏及びXe氏による不適切な売上計上やソフトウェア資産計上は、当社において必要となる社内承認プロセスの無視又はその容認、会計処理に影響する情報の当社経理部門や監査人に対する隠ぺい又は事実と異なる説明、監査人に提出すべき証憑の改変、監査人から取引先への確認状について、取引先に対して実態と異なる回答を指示・依頼するなどの行為を、単独で又は意思を通じて行われていました。

また、特別調査委員会の調査においても、Xc氏及びXe氏に対するインタビューにおける供述内容は、重要な点で客観証拠に整合せず、又は合理的な理由や根拠を欠き、俄かに信用しがたいものが多く、誠実な調査協力を得たとは評価されていないことが確認されました。

これらのXc氏やXe氏の対応から、当社経理や監査人にバレなければよい、マズイ情報は隠せばよいという隠ぺい体質、証憑の改変や虚偽の説明に対する抵抗感のなきの表れであり、同氏らにおいて、財務報告やその正確性を担保するための監査、更には過去の財務報告の正確性を検証するための本調査の重要性を全く理解していないことを物語っており、財務報告に関する規範意識が著しく欠如していたと認識しております。

(2) IPI社全体での企業風土の問題

IPI社の一部従業員においては、本件ライセンス取引におけるCFOであるXe氏からの指示のもと、OcNOSソフトウェアのライセンス出荷を偽装することを目的としたDummy Shipmentのためのメール作成、本件ソフトウェア資産化での費用項目から資産項目への振替など、Xe氏の不合理な指示や行動に対しても異議を唱えることなく盲目的に従っている状況が見受けられました。

このような背景としては、2006年の当社によるIPI社買収後、2010年以降の業績悪化やそれに伴う2011年における本社での大規模人員削減等も相俟って、IPI社に対して、自主性を尊重する反面、日本の上場企業グループとして必要な経営理念・経営戦略から企業風土・文化に至るまでの様々な統合（ポスト・マージャー・インテグレーション）を十分に実施できていませんでした。

その結果、当社への情報提供、報告、一体感の醸成が不十分な水準にとどまっており、IPI社全体において、日本の上場企業である当社グループの一員としての意識、特に適切な財務情報の開示のために、当社グループのなかでも重要な地位を占めるIPI社においては上場会社と同水準の品質が求められる点や、そのためにも当社側からのモニタリングやチェック（当社が当社の会計監査人から監査を受けるなかで必要となる対応も含む）への対応が非常に重要なことであることについての意識が必ずしも十分に醸成できていなかったと認識しております。

6. 当社における意識の問題

(1) 経営陣における財務報告に関する意識の低さ

① Xd氏の財務報告に関する規範意識の欠如

Xd氏は、2019年1月期から2022年1月期までIPI社の会長であったとともに、上場会社である当社の取締役であり、Xc氏及びXe氏以上に財務報告に関する規範意

識が求められるにもかかわらず、複数の調査対象事案において会計不正を主導するとともに、Xc氏及びXe氏と同様に、当社において本来必要となる社内プロセスの履践や当社経理部門、経営企画部門をはじめとする管理部門に対する必要な情報の提供をしない、虚偽の説明を行うといった不適切な行為が数多く見られることから、財務報告に関する規範意識が著しく欠如していたと認識しております。

② 大石氏の財務報告に関する感度の低さ

大石氏は、本件返金条件付取引においては返金が条件となっている取引である旨、本件buy-out取引においては収益認識期限超過後の交渉継続の旨の報告を受け、本件ソフトウェア資産化においては自身の損益改善依頼に対して資産化額を増やす旨の回答を受けているなど、会計処理の適切性を懸念すべき端緒となり得る情報に接しながら適切な対応をしなかった事案が複数検出されました。また、本件ライセンス取引に関してはAa社の財務諸表について信頼性が低いとの理由で監査人に開示しないことに異論を唱えませんでした。

大石氏は、特別調査委員会の調査の結果、会計不正を認識していたとまではいえないものの、上記のような報告や相談を受ければ、上場会社のCEO（又は時期によりCOO）としては、正常な取引であるのか、会計上の問題がないのかを疑念をもち、疑念払拭のために慎重な対応又は適切なフォローをすべきでしたが、そのような対応を行わなかったのは、財務報告に対するリスク感度が低かったことによるものと認識しております。

(2) 上場会社グループのマネジメントとしての知見等の不足

IPI社のXd氏（当時は当社取締役を兼務）、Xc氏、Xe氏は、それぞれ技術面、営業面、会計面でネットワーク事業を支えてきましたが、上場企業グループのマネジメントとして最低限有すべき知見、インテグリティ（誠実性）、ビジネス・エシックス（企業倫理）を欠いており、虚偽の財務報告をすることが、資本市場及び株主に対する当社の信用を失墜させること及びその結果として当社又は自分がどのような責任を負うことになるのかといった事項に理解できていなかったと認識しています。

また、前記(1)②に記載のとおり大石氏には財務報告に関する感度が低かったといえます。

IV. 改善措置

「III. 原因分析」に記載した各原因に対して策定した改善措置と計画と実施状況は以下のとおりになります。

なお、当社は、2025年6月30日の取締役会決議に基づき、再発防止のための内部統制改善策の整備・運用を監督・監視・指導し、牽制の役割を担う再発防止委員会を設置いたしました。同委員会は、外部専門家を委員長とし、吉岡取締役副社長執行役員CFO（CFO交代に伴い、Ze氏（2025年7月1日～10月16日）、夏海氏（2025年10月16日～11月19日）に代わり、2025年11月19日から就任）とXq執行役員を副委員長としています。委員には内部監査室メンバーに加えて、リソースの補充、専門性の確保の観点から外部専門家も含めて構成され、分科会を行いながら、短期間に改善策を整備できるように2025年7月以降活動しております。これまで原則毎週会議を開催し、その活動内容は取締役会に報告されています。

1. 不正関与者の影響力排除 (III. 3. (1)に対応)

本件事案に関与した者を、そのまま当社及びIPI社のマネジメント、特に財務報告に影響力を行使し得る立場に置くことはできないことから、本件事案において会計不正を主導したXd氏、Xc氏、Xe氏の財務報告への影響力を可及的速やかに排除することが必要となります。

これを受け、2025年6月30日付でXd氏は当社及びIPI社の取締役、Xc氏及びXe氏はIPI社の取締役を辞任しました。Xd氏は、現在技術戦略室の決裁権限及び役職を持たない従業員として技術戦略の立案・実行、技術的課題の解決、エンジニアの指導・育成を担当しており、財務報告に関する権限は有しておりません。Xc氏は、現在IPI社Executive Adviserとの肩書きの従業員として主にAK社との連携と製品プロモーションについてのアドバイスを担当しており、財務報告に関する権限は有しておりません。Xd氏及びXc氏は、現在の担当業務を引き継いだ後2026年7月までに退職の予定であり影響力の排除を完了する予定であります。影響力の完全な排除が完了するまでの期間は、それぞれ上長である夏海氏及びIPI社CEOであるYt氏がその業務を監督し、財務報告への影響力を排除しております。

Xe氏は、IPI社Vice President of Finance（経理部長、以下「VP of Finance」といいます）のYa氏、Controller（実務責任者）のZf氏、Finance部門メンバーのZg氏、Zc氏に対して、収益認識やソフトウェア資産化の実務を含む引継ぎを実施後、2025年10月1日に退職しました。なお、IPI社Finance部門のControllerとして2025年8月に入社したZf氏は、大手会計事務所でのSenior Auditorに加え、事業会社でのControllerなど他社でのFinance部門幹部としての経験や入社後のFinance部門での収益認識やソフトウェア資産化の基盤整備をリードするようなパフォーマンスに照らしてCFO業務を引き継ぐことのできる高い能力を持っていると評価しています。

2 IPI社に係る内部統制の強化

(1) IPI社におけるマネジメント体制の刷新 (III. 3. (1)、(3) ①に対応)

IPI社において本件事案への関与が認められた同社取締役及びCFOについては、本件事案に関する経営責任を明確化の上、体制の刷新を進めます。上記1.に記載のとおり、Xd氏、Xc氏、Xe氏はIPI社の取締役を退任しました。これに伴い、IPI社の立て直しを図るべく、ネットワーク事業への知見や同社への統制の観点から2025年7月1日付で大石氏がIPI社CEOに就任するとともに、10月2日付で本社取締役である夏海氏、11月20日付で本社取締役副社長CFOである吉岡氏が新たにIPI社の取締役に選任され、現時点では上記3名がIPI社の取締役です。なお、11月20日付でChief Sales Officerとして営業部門を統括していたYt氏をIPI社のCEO職に登用し、7月1日からCEOを務めていた大石氏はCEOを退任（IPI社取締役としては留任）しております。また、この体制変更に伴い、COO及びCHRO（人事部門責任者）が退職しておりますが、IPI社の改善措置の実行を担う実務担当者の変更ではなく、新CEOを中心とした組織構造の整備を推進してまいります。なお、経理体制については、Finance部門の管理者を同部門のVP of Financeに登用しましたが、当初2025年8月に予定していた退職を会社要請により延期してもらっており2026年1月には退職予定であり、退職後の後任については、Finance部門のControllerをVP Financeに昇格することで対応いたします。

（主管部署： IPI マネージメント、当社 CFO 、実施スケジュール：後任者の登用については、2026年1月に対応を決定済）

(2) IPI社における管理体制の再構築 (III. 3. (3) ①及び②に対応)

IPI社の現在の規模に見合った管理体制を構築するため、IPI社経営陣及び当社 CFOの指揮の下、IPI社Finance部門が中心となり、管理部門の人員を増強します。具体的には、Finance部門では経験のある収益認識担当を2025年4月に、Controllerを2025年8月に採用するとともに（経理担当人員数は計8名）追加で2名の経理業務サポート要員を採用いたしました。また専任がいなかった法務・コンプライアンス担当人材1名を2025年10月20日に新たに採用し（法務・コンプライアンス担当人員は計1名）、その上で、同社CFOに集中していた権限を、経理・財務と法務・コンプライアンスの第2線の両機能に分化し、相互に牽制を働くさせる管理体制を構築いたします。

また、経理・財務及び法務・コンプライアンスの両部門において、それぞれ外部専門家（3(2) 当社からIPI社への管理・コントロールの強化 参照）の支援を受けており、法務・コンプライアンス部門においては担当者を採用するまでは外部専門家（大手法律事務所所属の2名の担当米国弁護士）が補助的にIPI社の契約書に関する相談対応等の法務関連業務の支援を行ってきましたが、法務担当者採用後は、当該担当者に引継ぎを行うとともに外部専門家は引き続き特殊な事案や高度な法解釈を伴うような事案について当該担当者の支援を行っております。

さらに、IPI社における契約書管理については契約管理システムの導入により、契約書や覚書・サイドレターをシステム上で一元管理のうえ、当社の管理部門に閲覧権限を付与いたします。

主管部署：IPIマネージメント、当社CFO、IPI社Finance部門

スケジュール：要員については2025年12月時点で増員済

なお、契約管理システムについては次項を参照

(3) IPI社における本件事案を踏まえた社内規程等の再整備および業務フローの再構築 (III. 3. (3) ①に対応)

① 収益認識に係る社内規程等の再整備及び業務フローの再構築

ア 社内規程等の再整備

IPI社における多様な取引形態や取引の実情を踏まえ、改めて収益認識に関する社内規程（収益認識方針・マニュアル、収益認識の業務フローの業務記述書）の見直しを行い、取引類型に応じた会計処理方針の規程の詳細化・具体化を行います。

またこれらの規程や設定趣旨については、同社のFinance部門のみならず、営業関連部門（営業部門、営業オペレーション部門、営業システムソリューション部門、営業チャネル部門）へもIPI社Finance部門が主催する研修会を通じて周知徹底を進めます。

イ 業務フローの再構築

本件事案を踏まえて、収益認識に関する各種業務プロセスの見直しと再構築を進めます。具体的には、以下の事項について改めて商流ごとに各種プロセスと手続の改善及び営業部門及びFinance部門向けに当該各種プロセスと規程に関する研修を2025年9月に実施することで周知徹底を進めました。IPI社Finance部門では、異動者があるたびに、ルール・運用についてしっかりと説明・引継ぎを行うこととし、IPI社Finance部門責任者は当社 CFOに適宜報告を行うことといたします。また、ルール・運用に大きな変

更があるときは改めて説明会を適宜行う予定です。

a. 取引先管理の強化

与信管理規程を策定のうえ、以下の運用を実施し業務記述書に定めます。

- ・ 新規顧客の場合には、Finance部門は、与信申請書の作成、直近2年間の財務情報の入手、企業信用情報を提供する国際的な企業による分析結果を入手し、承認権限者が与信金額及び支払条件を承認する。なお、同企業調査レポートを用いた分析において、諸登録情報含むバックグラウンド・チェックも行う。同企業調査レポートから必要な情報が得られなかった場合には、別途会社登録情報・財務情報を入手する。
- ・ 既存顧客の場合は、Finance部門は、90日超の延滞債権を有する顧客、取引拡大により与信限度額の調整をする顧客については与信状況の再評価を行う。
- ・ Finance部門が、顧客の債権残高を毎月更新し、営業担当者は、新規注文前に与信限度額に収まっていることを確認する。
- ・ Finance部門が、与信限度額と売掛金残高を月次で比較する。

b. 各種契約書の事前チェックの強化

以下の事項を実施し業務記述書に定めます。

- ・ 新規または非標準契約の場合、または契約金額が50万ドルを超える場合、Finance部門は契約締結前に収益認識の観点から契約内容をレビューし評価・承認する。
- ・ すべての契約について法務部門による契約書レビューを行う。
- ・ 職務権限表を改定し、契約タイプや金額基準を設け、承認者・署名者を定義する。
- ・ Finance部門は四半期毎にリーダーシップチーム(CEO、CTO、CEng0、CCSO、CQO、India MD)、営業部門、法務部門関係者に対して、当四半期に成立したすべての取引、交渉中の取引、過去の取引に関する変更に関する確認を求め、確認者は以下の事項を確認のうえ、電子サインシステムを通じて署名を行う。
 - i. 顧客に対する契約外の合意または約束の有無
 - ii. 取引処理または契約レビューを通じて既知でない収益認識に影響を及ぼす特別な事実または状況の有無
- ・ 契約管理システムの導入により契約書の一元管理を行う。

c. 出荷(Shipment)管理の強化

以下の事項を実施し業務記述書に定めます。

- ・ 収益認識会計方針を改定し、ライセンス取引・バンドル取引（ソフトウェアとハードウェアを組み合わせて販売する取引）の取引タイプごとに収益認識時点となる履行義務が充足されるタイミングを記載する。
- ・ Finance部門は、ライセンス取引・バンドル取引の取引タイプごとの収益認識に必要な帳票が備わっていることをチェックリストによりチェックする。帳票にはライセンス管理システム上の納品情報（Activation codeの送付）も含まれ、システム情報との整合性の確認

も行う。

- ・ 出荷証憑における例外は設けないこととする。
- ・ 収益認識会計方針を改定し、以下のいずれかに該当する契約について、契約単位の文書化メモを作成する旨記載する。
 - i. 契約総額が 50 万ドルを超える場合（契約の結合の結果を含む）
 - i. 当社標準の諸条件を用いていない契約

メモには、5ステップ・モデルの各ステップに関する評価（契約の有効性と範囲、他契約との結合要否、非標準取引条件やリスクの識別、履行義務分析）を含める。

d. 売上債権の回収管理の強化

与信管理規程を策定のうえ以下の事項を実施し、業務記述書に定めます。

- ・ Finance部門担当者は月次で売掛金年齢表を作成し、支払期限を経過している債権について営業部門と連携し、支払スケジュールを確認する。
- ・ Finance部門担当者は月次で売掛金管理表を作成し、回収担当者、支払期日、回収状況、延滞原因、未回収残高を取りまとめる。また、支払期日から90日超の延滞債権を有する顧客リストを作成する。
- ・ Finance部門担当者は、売掛金年齢表・売掛金管理表・延滞顧客リストをFinance部門管理者に提出し、Finance部門管理者の承認を得る。
- ・ 90日超の延滞がある顧客には、30日以内に保守・サポートサービスを停止する旨を通知する
- ・ 120日超の延滞がある顧客には、顧客側のエンジニアリング部門や調達部門などへ取立をエスカレーションするとともに、法的措置の可能性およびサポートサービス停止を通知する。
- ・ 150日超の延滞がある顧客には、通知を行い、残高が10営業日以内に支払われない場合、IPIは法的措置を講じ、関連する契約も終了させる。取立の案件は法務部門および債権回収機関に移管する。
- ・ 延滞がある顧客からの新規注文は与信限度額の範囲内でのみ受け付けるが、支払遅延が90日超150日未満の顧客についてFinance部門が回収可能性の評価メモを作成し、Finance部門にて回収可能性が高くないと判断した場合、または、150日超の延滞債権がある場合は、新規注文に係る収益は発生時ではなく実際の入金時とする前提で収益認識時点を見直す。

主管部署：IPI社Finance部門

スケジュール：2025年9月までに社内規程の再整備・業務フローの再構築を実施済。2025年10月に以下を除き運用を開始している。

以下については2025年12月度（第4四半期決算）に運用開始している。

- ・ 既存顧客の場合は、Finance 部門は、90 日超の延滞債権を有する顧客、取引拡大により与信限度額の調整を要する顧客については与信状況の再評価を行う。
- ・ Finance 部門は四半期毎にリーダーシップチーム（CEO、CTO、CEngO、CCSO、CQO、India MD）、営業部門、法務部門関係者に対して、当四半期に成立したすべての取引、交渉中の取引、過去の取引に関する変更に関する確認を求め、確認者は以下の事項を確認のうえ、電子サインシステムを通じて署名を行う。

- i. 顧客に対する契約外の合意または約束の有無
- ii. 取引処理または契約レビューを通じて既知でない収益認識に影響を及ぼす特別な事実または状況の有無

以下については 2025 年 12 月に運用を開始している。

- ・ 契約管理システムの導入により契約書の一元管理を行う。

外部専門家の利用：会計・税務サービス提供会社所属の公認会計士の協力を得ながら当該再構築を実施。

② ソフトウェア資産計上に関する社内規程等の再整備及び業務フローの再構築

ア 社内規程等の再整備

IPIにおいてソフトウェア製品種類・バージョンや、ソフトウェア開発のマイルストーンを踏まえた明確な資産計上の開始時点、終了時点の定義がされていなかったことを踏まえ、改めてソフトウェアの資産計上に関する社内規程（ソフトウェア会計方針、ソフトウェア業務フローの業務記述書）の見直しを行い、資産計上を行う費用の範囲（計上開始と計上終了のタイミングも含む。）について社内規程の詳細化・具体化を行います。

またこれらの規程や設定趣旨については、同社のFinance部門のみならず、エンジニア部門及びマーケティング部門（ソフトウェア開発を行う当社の他の子会社も含む。）へもIPI社Finance部門が主催する研修会を2025年9月に実施することにより周知徹底を進めました。 IPI社Finance部門では、異動者があるたびに、ルール・運用についてしっかりと説明・引継ぎを行うこととし、IPI社Finance部門責任者は当社CFOに適宜報告を行うことといたします。また、ルール・運用に大きな変更があるときは改めて説明会を適宜行う予定です。

イ 業務フローの再構築

本件事案を踏まえて、ソフトウェア資産計上に関する各種業務プロセスの見直しと再構築を進めます。具体的には、ソフトウェア開発に関わるエンジニアによる工数入力の正確性の向上のための仕組みの構築（ソフトウェアバージョン毎のコード設定、マネージャーによる工数入力の承認、人事部門によるマネージャー承認の網羅性の確認、Finance部門における月次での開発工数の予実管理）、Finance部門における手作業による工数データの修正作業の撤廃といった改善を進めます。

加えて、特にソフトウェア計上時期に関しては、エンジニア部門から報告された情報（P3と呼ばれるデモ版完成（ソフトウェア計上開始）の条件が達成されていること）をChief Quality Officerが承認を行い、当該情報に基づきFinance部門が資産計上を開始する体制を構築いたします。

主管部署：IPI 社 Finance 部門

スケジュール：2025 年 9 月までに社内規程の再整備・業務フローの再構築を実施済。2025 年 10 月に運用を開始している。

外部専門家の利用：会計・税務サービス提供会社所属の公認会計士の協力を得ながら当該再構築を行う。

（4）当社からのコントロールの強化 （III. 3. (4) に対応）

IPI社VP of Financeから当社に対するレポーティングラインを強化し、当社からのモニタリングの実効性を高めます。

具体的には、まず、当社CFOがIPI社VP of Financeの採用、人事評価の権限を有することとしその旨を規程またはマニュアルに明記いたします。IPI社VP of Financeは当社CFOに毎月の財務諸表の実績及び業績見通しについて直接報告義務を課すことで、当社CFOの指揮命令系統のもとIPI社CEOに対して有効な牽制機能を果たせる体制にします。その上で、後述の当社における内部統制において、親会社から子会社に対するモニタリングの強化を計ります。

主管部署：当社CFO、当社コーポレート本部

スケジュール：2025年7月より継続実施中

3. 当社における内部統制の強化

(1) 全般的な管理体制の強化・リソース拡充（III. 4. (1) に対応）

当社CFOの下、当社コーポレート本部人事部及び各担当部門が主体となり当社の管理体制の全般的なリソースについて拡充を図るとともに（当社の経理部門を現在の7名体制から9名体制に、経営企画部門を現在の3名体制から5名体制に拡充する予定です。なお、法務部門については、現在6名体制の下、当社顧問弁護士の支援も前提に、現状体制を維持いたします。）、特に海外拠点の管理とコントロールを強化いたします。

主管部署：当社CFO、当社コーポレート本部

スケジュール：2026年6月を目指して体制強化

本事案が発覚したIPI社においては、IPI社から当社への報告体制を整備し第2線同士での連携を強化いたします。具体的には、当社とIPI社の経理部門同士および法務部門同士での月次の定例ミーティングや日常的なコミュニケーションをそれぞれ行うとともに、従前から月次でIPI社の経営上のさまざま事項を報告する場として開催していたIPI Management Meeting（IPI社側からは、取締役及びCXO（Chief x Officerを指し、CEOやCFO等、特定機能・部門の最高責任者を指す総称です。）、VP of Finance等、当社側からは常勤監査役、CFO、内部監査室、経営企画部、経理部等が出席。2025年9月開催分より、当社法務部が、10月開催分よりIPI社法務担当者が新たに参加）において、金額の大きい取引（取引金額が1百万ドル以上となるような取引）、複雑な取引形態をとる取引、新規取引先との取引等の重要案件情報（現時点で交渉中の取引も含む）の報告を受け、実際の売上計上のタイミングに先立ち、当社及びIPI社において会計処理に留意が必要な取引、論点について共有・議論ができるよう、2025年10月より運用を開始しています。また、本件取組みについて規程またはマニュアルに明記いたします。

主管部署：当社CFO、当社コーポレート本部

スケジュール：2025年10月より継続実施中

また、四半期毎に金額的に重要性の高い取引（取引総額が1百万ドル以上となる取引（契約）、複雑な取引形態をとる取引、新規取引先との取引）については、従前より当社の経理部が行っていた取引証憑の確認に加え、当社法務も連携したうえで、関連契約書のレビューや取引担当者への質問を実施することで、会計・法務面から財務報告観点からのリスクを意識したレビューを実施するようにいたします。特に取引に関する覚書やサイドレターについては、当社の経理部担当者がIPI社の取引担当者、Finance部門担当者及び法務担当者に個別に問い合わせを行い、当社側で未認識となる取引条件がないかどうか確認いたします。

主管部署：当社コーポレート本部

スケジュール：2026年1月期第3四半期以降の取引について2025年11月より継続実施中

なお、従前実施していた取引証憑の確認においては、紙証憑（PDF）やメールデータの確認にとどまっており、それらが仮に改竄されたり偽造されたものである場合、会計処理の妥当性について必ずしも正しい評価ができない状況であったため、今後、IPI社の販売管理システム、ライセンス管理システム及び会計システムのような重要性の高い業務システムについて、当社の管理部門に閲覧権限を付与し、必要に応じて各種データを当社側から直接確認し、重要取引の確認に際し会計処理の妥当性についてより適切な評価ができるような体制も構築いたします。

加えて、IPI社以外の海外子会社についても、財務報告に影響のあるシステムについては当社の管理部門側に閲覧権限の付与を行います。

主管部署：当社CFO、当社コーポレート本部

スケジュール：（IPI社）2025年10月より継続実施中、（IPI社以外の海外子会社）2026年2月目途

（2）当社からIPI社への管理・コントロールの強化（III.（2）及び（4）に対応）

① 当社CFOからIPI社VP of Financeへのレポートラインの変更

2. (1)に記載のとおり、Xe氏がIPI社のCFOを辞任し、Finance部門の管理者をIPI社のVP of Financeに登用しておりますが（一定期間の引継ぎの後に新規に採用したFinance部門のメンバーがVP of Financeに就任することを予定しています）、当社CFOが中心となり、同社のFinance部門の管理者（CFO。CFOが不在の現状においてはVP of Finance）のレポートティングライン（報告経路）を当社CFOに設定したうえで、同社のFinance部門の管理者（CFO。CFOが不在の現状においてはVP of Finance）の採用・評価に関する人事についても、当社CFOが権限を持つ体制整備を2025年9月に行い、運用を開始しております。また、上記に加えてIPI社の法務セクションの新体制での運用及びIPI社の改善後の業務フローの運用が始まり、当社の内部監査により適切に運用されていることが確認されるまでの間は、財務・経理の外部専門家（会計・税務サービス提供会社所属の公認会計士）を活用し、日常的な財務関連資料（特に重要取引の契約書・覚書（ドラフト含む）や会計処理のもととなる取引関連証憑）の確認を行うとともに、評価結果や検出事項については、四半期毎に当社CFOへ報告を行うこととして2025年9月から運用を開始するとともに、当社CFOにおいても2026年1月期の第2四半期対応として2025年9月に、第3四半期対応として10月に現地へ訪問しております。当社CFOの次回のIPI社への訪問は年度決算対応として2026年1月を予定しており、IPI社現地マネジメント（CEO、Finance部門責任者、法務担当者）及び主要管理者に直接ヒアリングを実施し、IPI社の営業概況や会計処理の状況を聴取・協議することで、IPI社が独断で不適切な取引や会計処理を進めることができないように牽制をおこない、監視監督を行います。決算対応のために本社CFOがIPIを訪問することの頻度は現状の各四半期毎から徐々に低減させる方針ですが、最終的な状態でも最低年1回の出張を含めたコミュニケーション機会の確保は継続する予定です。

主管部署：当社CFO、IPI社Finance部門

スケジュール：2025年9月より継続実施中

② 当社とIPI社主要得意先との関係構築

II. 3. (2)に記載のとおり、監査人の残高確認状への虚偽の回答依頼などIPI

社経営陣からの得意先への不適切な協力依頼が本件事案の発覚を阻止した一つの原因となっており、しかしながら当該取引先についても、既存の契約を履行するために取引を継続するほか、IPI社の本件事案に関係しない納入先に提供するハードウェアの仕入れやIPI製ソフトウェアの再販流通による拡販のために今後も新たな取引を行う必要があることを踏まえ、IPI社の主要得意先については、IPI社と主要得意先の関係だけではなく、当社においてもIPI社の主要得意先との長期的に健全な関係を構築します。

具体的には、IPI社の取引先のうち毎第三四半期の末の時点で年間売上見通しが高い順で上位10社かつ売上高1百万ドル以上に該当する得意先および戦略的重要と認める取引先を当社CFOが主要得意先に指定します。主要得意先にはIPI社を介さず当社法務部門から、当社グループは不正な行為を行わない方針である事、当社グループの得意先にも不適切な行為のない取引をお願いしていること、当社又は当社子会社から不適切な行為の依頼をされた場合は断固拒否するとともに当社法務部門に連絡いただくことについて協力を依頼しその誓約書を回収いたします。

また、IPI以外の子会社の取引先については、IPI社と同様の手順で対象子会社全体の中から年間売上見通しが高い順で上位5社に該当する得意先および戦略的重要と認める取引先に対して協力を依頼し誓約書を回収いたします。

なお、本件取組みについて規程またはマニュアルに明記いたします。

主管部署：当社CFO、当社コーポレート本部

スケジュール：初回2026年3月上旬、翌年以降毎年1月末

(3) 他の子会社に対する管理 (III. 4. (2) に対応)

他の子会社については、NetRange社においてbuy-out取引の事案がありましたが、前述の通り同社は2024年7月に親会社であるACCESS Europe社（当社欧州子会社）に吸収合併されています。それを含め、IPI社以外の子会社については、売上高が1億円から10億円以下程度の小規模な拠点ということもあります。規模相応の管理体制が敷かれ、当社管理部との連携が行われているものと認識しております。なお、本件事案の発覚以降に当社内部監査室により、主要な海外拠点に対して売上に係る承認権限に関する規程の整備状況のチェックがなされ、いずれも規程上の不備は発見されなかった旨の確認がなされております。後述のとおり、内部監査機能の強化を通じ、子会社全般に対する牽制機能の強化を図ってまいります。

主管部署：内部監査室

スケジュール：4. (1) 参照

(4) CFOの役割の明確化と権限強化 (III. 4. (1) に対応)

II. 4. (1) に記載のとおり、当社のCFOの地位は、2016年4月以降、取締役ではなく執行役員の地位にとどまり、場合によってはブレーキの役目を果たすべき役割の取締役がいなかつことを踏まえ、当社の社外監査役であった吉岡氏が監査役を退任し、2025年11月19日の臨時株主総会において、当社の取締役に選任し、取締役副社長執行役員CFOを新たに選任し強化を図りました。このCFOに選任の吉岡氏は企業経営者および監査役として豊富な経験と高い見識を有しており経理財務と債権管理担当の経験も有しておりますことから十分にその役割を果たすと考えています。また、吉岡氏及びZd氏の監査役からの退任に伴い新たに監査役に福本氏と浜嶋氏を選任しました。

主管部署：当社CEO

実施スケジュール：2025年11月

(5) 内部通報制度の見直し (III. 4. (4) に対応)

当社法務部は今期末までに「ACCESS WHISTLEBLOWER POLICY」の周知を当社およびその子会社全てに対し周知いたします。「ACCESS WHISTLEBLOWER POLICY」には当社グループは不適切な行為を断固行わない方針であることの表明、違反または違反の疑いに対する報告の責任、通報者を守るための不報復の方針、匿名性の担保、具体的な通報先と通報手段について十分説明がなされた内容が記されています。

また通報が十分かつ適切に機能するよう、通報先には複数の通報先、社内ルートとして当社のコーポレート部門の責任者と現地CEOもしくは現地法務部を指定し、外部窓口ルートして当社グループと独立した社外通報窓口を設定いたします。

これらの周知は当社法務部が全子会社が閲覧可能なイントラネットに公開し、メールによる啓蒙を年1度以上の定期的な活動として実施いたします。

主管部署：コーポレート本部

実施スケジュール：2026年1月

4. 監査の強化

(1) 内部監査の往査ルールの見直しとフォローアップ (III. 4. (3) に対応)

当社の内部監査室について、体制を再編・増強し、特に海外拠点に対する内部監査の強化を行います。具体的には、前室長の嘱託期間満了に伴う退職（2025年12月予定）を受け、内部昇格により就任した新室長が監査実務を兼任する体制に移行します。そのうえで、社内公募により実務担当者を1名増員し、監査実務を直接担う人員を、従来の2名体制から3名体制へと増強いたします。社内公募の選考にあたっては、当社事業部門での実務経験、英語によるコミュニケーション能力、および高い倫理観とコンプライアンス意識を重視いたしました。着任時期は現所属部署での業務引継ぎ等を考慮し、遅くとも2026年4月までには実施する予定です。体制につきましては、2026年3月目途にもう1名の増員（合計4名体制）を計画しており、現在外部採用の手続きを進めております。

2025年度計画よりリスクベースの年間計画策定に移行しております。従来のリスク評価は、業績悪化等の特定の指標や責任者の経験則といった属人的な判断に依存しておりましたが、これを改め、全ての監査対象領域から財務的重要性（売上比率）や監査履歴、組織・事業の変化等の客観的な指標に基づき主要なリスクを洗い出し、全社・子会社別に3段階（高・中・低）のリスク評価を行い、結果を文書化する手法へ移行しております。

また、海外子会社の監査頻度（ローテーションルール）につきましても、現状の年2回では、対象となる海外拠点は2025年12月時点で10拠点あるため、実質的な監査頻度は単純計算で5年に1回程度となり、「3年に1回」の原則を遵守できていなかったことから、抜本的な見直しを行います。具体的には、グループ売上の過半を占める最重要拠点のIPI社（米国）については「原則毎年」の監査を実施します。その他の拠点については、モニタリングの空白期間が生じないよう「原則3年に1回」のローテーション頻度を遵守しつつ、上記リスク評価結果等も踏まえて優先順位を決定する計画です。なお、リスクが著しく低い子会社（連結売上高に占める割合が僅少であり、かつ、重大な不備が検出されていない子会社等）については、現地監査に代えてリモート監査等を活用する場合もあります。

当社内部監査室は、2025年10月20日に当社の経理部門・法務部門・経営企画部門・外部専門家を交え、米国子会社における重要契約のドラフト確認およびリスク論点の洗い出しを行いました。今後は、四半期ごとの定例会を開催し、当社経理部

門・法務部門の問題意識や懸念事項を吸い上げ、財務報告観点からのリスク分析を行ったうえで、内部監査の計画や手続の立案を行います。

これら海外拠点の監査および米国子会社における新業務プロセスのJ-SOX運用評価を確実に実行するため、外部リソースを積極的に活用します。具体的には、2025年10月から、当期の内部統制報告書を提出する2026年4月までの間は、J-SOX運用評価において「開示すべき重要な不備」等の重大な欠陥がない状態を目指とし、現在支援を受けている会計事務所所属の4名の公認会計士によるJ-SOX評価支援も受けながら海外子会社の現地監査をより深度あるものにいたします。さらに2026年4月以降につきましても、アウトソースの支援を継続的に活用する方針です。具体的には、グループ全体の内部監査体制が質・量ともに自律的に運用できる状態となるまでの間、海外子会社の現地監査や本改善計画に基づく再発防止策のモニタリング等を委託対象として計画しております。また、いくつかの事案について端緒に近づいていた場面はあるものの、その後のフォローアップが十分でなく、より深い調査、改善指摘、改善の進捗管理と完了の確認等が出来ていなかったことを踏まえ、内部監査室は、指摘のランクおよびフォローアップ要否の区分を明確化し、財務報告の信頼性に影響を与える内容はフォローアップを行うようプロセスを見直しました。

さらに、当社内部監査室による監査結果の報告については、取締役会で適切な議論をするための情報共有を行うため、2025年10月より取締役会へ四半期に一度報告するよう改善いたしました。

取締役会への報告体制について、2025年10月29日の経営会議において内部監査規程を改訂いたしました。今後は本規程に基づき、運用を担保いたします。

主管部署：当社内部監査室

(2) 監査役（会）監査の強化（III. 4. (3) に対応）

監査役会では、特別調査委員会の指摘について、特に、監査役監査の精度の深耕、及び、被監査拠点に対する牽制機能の発揮が課題であったと認識しています。従つて、今後の監査役監査においては、監査役監査の体制強化を図ります。さらに、監査役スタッフを採用し、内部監査室とともに被監査拠点における指摘事項のフォローアップを強化します。また、海外往査の実施においては、被監査拠点に対し本社監査役の牽制機能の発揮を十分認識させるよう努めます。さらに、監査役監査・内部監査・会計監査の三様監査のさらなる充実により問題意識を共有します。以上の視点に基づき、次の方策を検討し、実行を進めています。

第一には、監査役体制を強化します。第42期期初の監査役3名の体制（常勤監査役2名、非常勤監査役1名）から、2025年11月19日開催の臨時株主総会にて監査役2名を加えた監査役4名（常勤監査役2名、非常勤監査役2名）の体制となりました。なお、新任監査役の福本氏は、警察、内閣官房、外務省等の様々な政府機関において要職を歴任し、法令遵守やリスク管理に関する高度な知見を有しており、もう1名の新任監査役である浜嶋氏は、公認会計士としての専門的知識・豊富な実務経験（（大手監査法人での要職、日本公認会計士協会綱紀審査会委員（現在））を有しており、両名が持つ知見・専門的知識・実務経験を活用し、当社監査役体制の一層の強化を図ります。

次に、情報収集・監査役監査機能を強化するために、監査役スタッフの採用及び内部監査室との協力により、被監査拠点のフォローアップ機能の強化を図ります。監査役スタッフ1名、2026年1月から3月に採用を予定しており、監査指摘あるいは助言事項について改善施策の進捗状況を管理し、改善方策を促します。

現在実施している第3線内部監査室との月次及び随時の情報連絡会を活用し、内

部監査室で2025年度計画よりリスクベースの年間計画策定に移行しており、事前に被監査拠点のリスク情報の交換を行い、リスクに対応した監査内容の充実を図るとともに、状況に応じて内部監査ヒアリングに陪席し、内部監査室の監査活動との連携を深めます。また、内部監査室の往査時の監査項目への提言を従来以上に行うよう努めております。第2線管理部門との連携については、コーポレート本部（コーポレート本部長を含む）との間で、これまで随時に行われた情報交換に加え、月次の定例連絡会を設けて情報共有を進めるとともに再発防止策の整備並びに運用状況の進捗を監視します。また、原則として四半期に一度三様監査を実施し、監査役監査、内部監査室並びに監査法人の監査結果の情報共有を一層進め、連携の強化を図ります。なお、海外子会社については、監査役往査を実施し、監査の充実を図ります。IPI（重要拠点）については原則年1回以上、内部監査室の往査に同行もしくは監査役のみでの往査を行います。

今後の監査役監査においては、監査役会は以上のような施策を11月以降順次取りながら、監査の深度を高め、監査の改善を図り、取締役の職務の執行を監査し、社会的信頼に応えることができる企業統治体制・内部体制の強化に寄与していきたいと考えております。

主管部署：当社監査役会

5. 当社グループにおける意識改革

（1）当社における意識改革（III. 6. (1) ①及び②並びに6. (2) に対応）

今回生じた本件事案を踏まえると、当社経営陣はもとより当社全体における財務報告に関する意識の向上は重大な課題と言えます。

そこで、財務報告に関する当社全体の意識向上のため、継続的な教育を実施いたします。全社的な教育においては、コンプライアンス教育サービス提供会社による教育システムを用いて財務報告やコンプライアンスの内容を織り込んだ体系的・継続的な全社員向け研修を年に1～2回実施予定です。また、経営幹部向けの教育においては、コンサルティングサービス提供会社による財務報告、ビジネスエシックス（企業倫理）、経営者のインテグリティ（誠実性）に関する受講者参加型の研修を2025年10月に行いました。研修後に受講者から講師あてにレポート提出を行い、2025年11月には講師からレポートについてのフィードバックを受けました。今後も意識定着に向け年に1～2回研修を実施予定です。

主管部署：当社CEO、当社コーポレート本部

スケジュール：2025年10月以降継続実施

（2）海外拠点における意識改革（III. 5. (1) 及び (2) に対応）

IPI社を含む当社の海外拠点において、財務報告の重要性及びコンプライアンスへの意識向上並びに当社グループの一員としての意識の醸成を行うため、当社及びIPI社の人事部門による研修と、経営トップからの本件事案に関する説明を含むセミナーの実施を行う予定です。人事部門による研修では、海外拠点の役員・従業員を対象に、財務報告やコンプライアンスをテーマとするe-learningコース（テーマに関する質問に解答することで進行し、最後に理解度テストのついたもの）を年に1～2回実施いたします。経営トップによるセミナーでは、同じく海外拠点の役員・従業員を対象に、経営トップから本件事例に関する説明を含み再発をしないことの決意を示すとともに、当社グループの行動規範の共有や上場会社グループとしての意識付けのための研修を行います。研修を行った際には、アンケートを行い、受講者の意識付けなどの状況を確認し、アンケート結果を、それ以降の研修の企画

時に参考にし、意識向上に努めてまいります。

主管部署：当社CEO、当社コーポレート本部

スケジュール：2025年11月以降継続実施

(3) 経営トップのコミットメント（III. 6. (1) 及び (2) に対応）

当社経営トップが再発防止に向けた強いリーダーシップを発揮すべく、当社大石CEOが本件事案の総括を行い、反省し、どうあるべきかを考えたうえで、当社およびIPI社に対しての全役職員に対し、自らを含め全社的に意識改革をしていく必要がある点、経営トップ自らが責任をもって主導していくという点を、調査報告書開示直後の2025年7月1日に当社およびIPI社に対してAllHandsと呼ばれる全社員向けオンライン説明会を通じてトップメッセージとして発信いたしました。今後も年に複数回は定期的にトップメッセージを発信することを検討いたします。

なお、当社経営陣全体の職責の範囲・分担の最適化の観点から、2025年11月19日開催の臨時株主総会において取締役を1名増員し、取締役副社長執行役員CFOを選任することにより財務報告における感度の低さを補い、また、本社コーポレート本部の管掌取締役を大石CEOから吉岡CFOに変更することで管理体制の強化を図っております。また、今後は当社取締役候補者の選出においては指名報酬委員会が適格性を評価項目を持って評価いたします。

その具体的な評価項目は指名報酬委員会が2026年1月期末までに定めます。適格性の評価を受けていない現任の取締役については2026年2月にその評価を実施します。

主管部署：当社CEO、当社指名報酬委員会

6. ガバナンスの改善（海外子会社のリスク情報が適切に取締役会に報告される仕組みの構築）（III. 4. (2) に対応）

IPI社における取引実態についての情報収集やIPI社からの報告が十分になされていなかつたこと及び経営会議等の情報が適切に取締役会に伝達されていなかつたことを踏まえ、経営会議（出席者は、本社取締役、常勤監査役、執行役員であり、オブザーバーとして内部監査室で、月次で開催）において共有・議論された内容のうち、重要なものが過不足なく取締役会に共有される仕組みと、第2線・第3線における内部統制において検出された重要なリスク情報が漏れなく取締役会に報告される仕組みを構築いたします。

具体的には、まず、当社CFOより取締役会に経営会議での協議内容について、報告の上、経営会議資料や議事録（後日作成）について共有フォルダに格納し、各取締役が必要に応じて閲覧・確認できる仕組みを構築いたします。（主管部署：当社経営企画部、実施スケジュール：2025年10月以降継続実施）また、第2線が把握したリスク情報を取締役会に共有する仕組みとして、従前より四半期毎に開催しているコンプライアンス・リスク管理委員会（出席者は、代表取締役社長、コーポレート本部長・副本部長、内部監査室長、法務知財部長であり、オブザーバーとして常勤監査役）を活用するため、3. (1) に記載の2線同士の連携やIPI Management MeetingやOverseas Management Meetingから検出されたリスクに関する情報をコンプライアンス・リスク管理委員会に集約の上、その内容を都度（四半期毎）に取締役会に報告し（従前は年1回の報告であった）、検出された重要なリスク情報が適時に取締役会に共有される仕組みを構築いたします。（主管部署：当社コーポレート本部、実施スケジュール：2025年10月以降継続実施）さらに、第3線が内部監査において把握したリスク情報についても、従前の年1回の取締役会への報告から、

四半期毎に頻度をあげ、必要な情報が適時に取締役会に共有される仕組みを構築いたします。（主管部署：当社内部監査室、実施スケジュール：2025年11月以降継続実施）

7. 責任の所在の明確化（III. 2. (3) に対応）

当社では、本件事案の事態及び影響を厳粛に受け止め、上場企業として重大な責任があることを深く反省しております。2025年6月30日付でXd氏は当社及びIPI社の取締役、Xc氏はIPI社の取締役を辞任、Xe氏はIPI社のCFOを退任しており、また、大石氏、Xd氏及びXc氏より、付与済の譲渡制限付株式報酬及び株式報酬型新株予約権の全数の自主返上を受けるとともに、大石氏からは役員報酬の一部自主返上を受けております。なお、Xe氏は引継ぎを完了した後に10月1日付きで退社しております。

6月30日に開催された取締役会においては、指名報酬委員会における結論を踏まえ、該当役員が自らの責任を真摯に受け止め、自主返上という形で相応の経済的影响を受けていることを考慮し、当該時点において追加の処分を講ずる必要はないとの判断に至りました。そのうえで、7月以降の当社および子会社の役員体制について慎重に審議し、決議を行っております。

その後、取締役個人に対する損害賠償請求の要否について、当社の顧問弁護士とは別の法律事務所を起用し、監査役会にて検討を重ねてまいりました。当社の特別調査委員会報告書に基づき検討の結果、（1）分配可能額超過配当は、複数の不適切な収益認識の結果形成された見かけ上の分配可能額が適正であったことにより生じたものであり、本配当に係る一部取締役の職務執行の時点で分配可能額規制違反が生じ得ることを認識し得たとは言い難く、訴訟上損害賠償責任を問うことは困難であると思料されること、また、（2）一部取締役に善管注意義務違反を問う余地があると考えられるものの、当該取締役に対する訴訟の提起によって得られる経済的利益が訴訟に要する費用に見合わない可能性が否定できないとの意見を踏まえ、訴追は合理的ではないとの結論に至った旨が、10月31日の取締役会において監査役会より報告されました。

これを踏まえ、本件に関与した当社取締役及びその他グループ役職員について、当社としては、それぞれの関与の度合いを精査した結果、6月30日の自主的な対応をもって十分な処分と判断し、責任の所在を明確にするための追加処分等は不要との結論が、同取締役会にて合意されました。

主管部署：当社取締役会

実施スケジュール：2025年10月実施済

V. 改善措置の実施計画と進捗状況

→：検討・整備 ⇄：実施・運用

改善措置項目	2025年					2026年							
	6 8月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
1. 不正関与者の影響力排除	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	⇒	⇒
2. IPI社における内部統制の強化													
(1) IPI社におけるマネジメント体制の刷新	→	→	→	→	→	→	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

改善措置項目	2025年					2026年							
	6 8月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
(2) IPI社における管理体制の再構築	→	→	→	→	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
(3) IPI社における本件事案を踏まえた社内規程等の再整備および業務フローの再構築													
① 収益認識に係る社内規程等の再整備及び業務フローの再構築	→	→	→	→	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
② ソフトウェア資産計上に関する社内規程等の再整備及び業務フローの再構築	→	→	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
(4) 当社からのコントロールの強化	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
3. 当社における内部統制の強化													
(1) 全般的な管理体制の強化・リソース拡充													
当社の管理体制の全般的なリソースの拡充	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	⇒	⇒	⇒
IPI社から当社への報告体制の整備	→	→	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
重要性の高い取引の財務報告リスクを意識したレビュー	→	→	→	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
IPI社の販売システム等の当社管理部門の閲覧権限付与		→	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	(IPI社以外の子会社は2月を目途)
(2) 当社からIPI社への管理・コントロールの強化													
① 当社CFOからIPI社VP of Financeへのレポートラインの変更	→	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
② 当社とIPI社主要得意先との関係構築		→	→	→	→	→	→	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
(3) 他の子会社に対する管理	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
(4) CFOの役割の明確化と権限強化	→	→	→	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
(5) 内部通報制度の見直し		→	→	→	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
4. 監査の強化													
(1) 内部監査の往査ルールの見直しとフォローアップ													
内部監査室の新室長就任・担当者増員				→	→	→	→	→	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
リスク評価手法変更	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

改善措置項目	2025年						2026年						
	6 8月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
海外子会社の監査頻度の見直し	→	→	→	→	→	→	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
経理部門・法務部門との定例会の開催と問題意識や懸念事項の内部監査計画・手続への反映	→	→	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
外部リソースの活用	→	→	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
監査結果の取締役会への報告	→	→	⇒	以降四半期毎に実施						⇒	⇒	⇒	⇒
(2) 監査役(会)監査の強化													
監査役体制の強化	→	→	→	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
情報収集・監査機能強化			→	→	→	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	(1月～3月に監査スタッフ採用)
第2線、第3線及び三様監査の連携強化			→	→	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
5. 当社グループにおける意識改革													
(1) 当社における意識改革	→	→	⇒	以降年に1～2回実施				⇒	⇒	⇒	⇒		⇒
(2) 海外拠点における意識改革	→	→	→	⇒	以降年に1～2回実施				⇒	⇒	⇒		⇒
(3) 経営トップのコミットメント													
トップメッセージの発信	⇒	以降年に複数回定期的に実施						⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
当社コーポレート本部管掌取締役の選任	→	→	→	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
指名報酬委員会による適格性の評価				→	→	→	⇒	以降当社取締役候補者・選出時に実施					
6. ガバナンスの改善(海外子会社のリスク情報が適切に取締役会に報告される仕組みの構築)	→	→	→	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
7. 責任の所在の明確化	→	→	⇒										

VI. 不適正な情報開示等が投資家及び証券市場に与えた影響についての認識

当社は、当社及びIPI社の一部の経営陣の関与のもとで長期間にわたり複数の不適切会計が行われた結果、投資者の投資判断に深刻な影響を与える虚偽と認められる開示が行われたことから、日本取引所自主規制法人より、内部管理体制等に関して改善の必要がある旨の指摘を受けております。

こうした投資判断に深刻な影響を与える虚偽と認められる情報開示及びそれを生じさせた不備は、株主・投資家の皆様のみならず、証券市場全体の信頼性にも影響を及ぼしかねないものであり、当社としてはその社会的責任の重大さを厳粛に受け止め、本件が市場の健全な価格形成や投資判断に与えた影響を真摯に反省しております。

当社は、株主・投資家の皆様をはじめとした関係各位に多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。現在当社は、経営陣が率先し、外部有識者の助言を受けながら、再発防止策の確実な実行を進めております。今後も全社を挙げて継続的かつ実効性ある改善を図り、信頼回復に全力で取り組んでまいります。

以上